

誓約書

鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請する補助事業について、次のとおり誓約します。

なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

（誓約事項）

- 1 世帯の全員が町税等を滞納していないこと。
- 2 空き家の所有者等及び契約相手方が配偶者又は3親等内の親族関係にないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないこと。
- 4 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害しないこと。
- 5 万一、上記及び次に掲げる違反があった場合は、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金を返還すること。
 - （1）偽りその他不正の手段により申請し交付を受けたとき。
 - （2）工事において建築基準法違反等の不正があったとき。
 - （3）補助金の交付の日から5年以内に当該空き家を取り壊したとき。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

鶴 田 町 長 殿